

長野県市長会社会環境部会 次第

平成 29 年 10 月 18 日（水）

健康福祉部関係 10：00～

環境部関係 11：00～

県議会増築棟 3 階 第 2 特別会議室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

（1）県等に対する要望事項等について

（2）その他

3 閉 会

社会環境部会出席者名簿

平成29年10月18日(水)

県議会増築棟 3階 第2特別会議室

所 属	職 名	氏 名
10:00～11:00 健康福祉部	部 長	山 本 英 紀
	健康福祉参事兼健康福祉政策課長	清 水 剛 一
	国民健康保険室長	蔵之内 充
	健康増進課企画幹兼課長補佐	塚 田 孝
	保健・疾病対策課長	西 垣 明 子
	障がい者支援課長	守 屋 正 造
11:00～11:20 環 境 部	部 長	関 昇一郎
	生活排水課長	清 水 修 二
	資源循環推進課長	丸 山 良 雄
市長会社会環境部会		
部会長	大町市長	牛 越 徹
	岡谷市長	今 井 竜 五
	駒ヶ根市長	杉 本 幸 治
	中野市長	池 田 茂
	佐久市副市長	小 池 茂 見
市長会事務局	局 長	市 川 武 二
	次 長	百 瀬 一 典

【 社会環境部会 】

所属市：大町市・佐久市・中野市・岡谷市・駒ヶ根市

No.	要望事項	提出市	県担当部署	時間	希望市
1	長野県福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について	長野市 中野市 小諸市	健康福祉政策課	20	12 長野、松本、岡谷、須坂、小諸、伊那、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲
	福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について	上田市	健康福祉政策課		
	福祉医療費給付事業の現物給付における国の減額調整措置の廃止及び現物給付化対象範囲の障がい者、ひとり親家庭への拡大について	安曇野市	健康福祉政策課		3 小諸、塩尻、安曇野
	福祉医療費給付事業（福祉医療現物給付化）に伴う各市町村福祉医療システム改修費への県の財政措置について	岡谷市 諏訪市 茅野市	健康福祉政策課		7 岡谷、諏訪、小諸、伊那、駒ヶ根、茅野、千曲
2	健康長寿のための取組への支援について	安曇野市	健康福祉政策課	10	4 長野、中野、大町、安曇野
3	国民健康保険事業に係る国の財政支援の確実な実施について	飯田市 諏訪市	国民健康保険室	10	12 岡谷、諏訪、須坂、駒ヶ根、中野、飯山、茅野、塩尻、佐久、千曲、東御、安曇野
4	発達障がいを持つ子どもに対する地域支援体制の構築等について	須坂市	保健・疾病対策課	10	8 長野、上田、須坂、駒ヶ根、中野、大町、茅野、東御
5	ヘルプマークの導入について	松本市	障がい者支援課	10	3 松本、大町、千曲
6	下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の要望額確保について	飯山市	生活排水課	10	4 長野、諏訪、伊那、飯山
7	国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	長野市 ほか15市	資源循環推進課	10	11 松本、岡谷、諏訪、須坂、小諸、伊那、駒ヶ根、茅野、佐久、東御、安曇野

【社会環境 1-1】(4月総会採択)

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H26・4・18第134回総会；長野市)					
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他（ ）				分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁				
	☒ 県	担当部局	健康福祉部			
	☐ その他	名 称				
件名	1－1 長野県福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について					
提案市	長野市・中野市・小諸市					
提案要旨	乳幼児等に対する医療費補助対象範囲について、現在、小学校就学前までとなっている通院に対する補助について、入院と同様の中学校3年生まで拡大することを要望する。					
提案理由	現在、県においては長野県福祉医療費給付事業検討会を設け、福祉医療費の窓口無料化などについて検討しているが、子育て支援の充実のため、国・県・市町村が一体となって取り組むべき重大な課題である。 県の福祉医療費給付事業補助金では、乳幼児等の入院については、中学校3年生（満15歳に達する日以降の最初の3月31日）までを対象としているが、通院については11年間小学校就学前に据え置かれたままであり、市町村の財政的負担が大きいため、通院についても入院と同様に中学3年生までを補助対象とするよう要望する。					
現況及び課題等	長野市では、平成27年度から入院を、平成28年度から通院を中学校卒業まで拡大した。					
	中野市及び小諸市では、乳幼児等の医療費助成について入院・通院ともに中学校3年生まで助成している。					
	※就学後から中学3年生までの通院に対する市負担額 （単位：千円）					
		長野市	中野市	小諸市		
	平成26年度	—	39,759	36,287		
平成27年度	—	37,334	37,372			
平成28年度		38,813	44,062			
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱（長野県）					

【社会環境 1 - 2】（8月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案（H29・4・20 第140回総会；長野・中野・小諸市）										
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設								
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	健康福祉部 								
件名	1 - 2 福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について										
提案市	上田市										
提案要旨	乳幼児等に対する福祉医療費補助対象範囲について、現在、通院に対する県の補助対象は、小学校就学前までとなっているが、入院と同様、中学校卒業まで拡大することを要望する。										
提案理由	福祉医療費給付事業における子ども（乳幼児等）の医療費は、県内全ての市町村で最低でも中学校卒業までを対象としている。 この事業に対する県の補助は、入院については中学校卒業までを対象としているものの、通院については小学校就学前までであり、小学校から中学校卒業までは市町村の負担となっている。 県における少子化対策、子育て支援策の一環として、補助対象を中学校卒業まで拡大することを要望する。										
現況及び課題等	県補助対象外の、小学生以上の通院に対する福祉医療費給付金額は、1億4千万円を超えており、市の財政的負担が大きい。 （単位：千円） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th><th>小学生以上の通院の 給付負担額実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td><td>140,218</td></tr> <tr> <td>平成27年度</td><td>140,043</td></tr> <tr> <td>平成28年度</td><td>147,919</td></tr> </tbody> </table>				小学生以上の通院の 給付負担額実績	平成26年度	140,218	平成27年度	140,043	平成28年度	147,919
	小学生以上の通院の 給付負担額実績										
平成26年度	140,218										
平成27年度	140,043										
平成28年度	147,919										
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱（長野県）										

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

3

現況及び課題	《安曇野市における国保ペナルティ見込額》 1 義務教育終了までの医療費の窓口無料化の場合 ・ 就学児の医療費（国保受給者）：92,014,986 円（28 年度実績） 国保ペナルティ見込額：<u>3,507,151 円</u> 2 16 歳以上の障がい者及びひとり親家庭の医療費の窓口無料化の場合 ・ 16 歳以上の障がい者医療費（国保受給者）：1,191,652,928 円 (28 年度実績) 国保ペナルティ見込額：<u>45,419,851 円</u> ・ 16 歳以上のひとり親家庭医療費（国保受給者）：53,449,664 円 (28 年度実績) 国保ペナルティ見込額：<u>2,037,234 円</u> 窓口無料化の採用は、障がい者やひとり親家庭など、他の受給資格の個人や団体、議員からも要望があることから、新たに生じる財政負担の分担も含め、窓口無料化対象範囲の拡大を要望する。
関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱

【社会環境 1-4】(8月総会採択)

区分	☒ 新規 ☐ 再提案 (. . 第 回総会 ; 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	 健康福祉部
件名	1-4 福祉医療費給付事業(福祉医療現物給付化)に伴う各市町村福祉医療システム改修費への県の財政措置について		
提案市	岡谷市 諏訪市 茅野市		
要 提 旨 案	各市町村の福祉医療システムのシステム改修をするための補助金の補てんを要望する。		
提案理由	平成29年5月30日から6月2日にかけて実施された、現物給付方式の導入に向けた第1回目の市町村説明会で示された「長野県福祉医療給付事業検討会議論の取りまとめ」(資料1-2ページ参照)で、「各市町村電算システム開発経費に対する県補助なし」との見解が示されているが、この見解の再考を要望する。		
現況及び課題等	現物給付化に伴い市町村の福祉医療システムは2つのシステムを併用し稼働することになる。 ①現物給付用の「連名簿(CSV形式)の記録条件仕様書(平成28年11月版)」(新規)に基づくレイアウトシステム ②地方単独事業で引き続き利用する「自動給付システム 平成29年度第2回目の現物給付方式の導入に向けた市町村説明会の中で示されたレイアウト変更」(改修)に基づくシステム改修 これらのシステムを構築等するのに、既に見積りが出ている自治体においては1千数百万円もの経費が必要との試算がある。 諏訪広域6市町村においても6市町村全体で1千万円超えとの見込みがベンダーより示されている。 長野県は補助金の財政措置は実施しない方向を示しているが、実際にはかなりのシステム構築費及び改修費が必要になるため市町村財政の圧迫は避けられない。 県は、このような財政負担を新たな情報として捉え、補助金での財政措置の検討を行うよう要望する。		
法令関係	福祉医療費給付事業補助金交付要綱		

【社会環境 2】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	健康福祉部
	☐ その他	名 称	
件名	2 健康長寿のための取組への支援について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	「健康寿命の延伸」を目指すため、その評価指標として平成 27 年度に県が公表した「市町村別健康寿命」を定期的に（毎年）公表することを要望する。 また、市町村が健康推進事業として行う「健康ポイント制度」に対して、県としての支援策・体制の整備をするよう提案する。		
提案理由	県では、「世界一の健康長寿」を目指し、生活習慣病予防に取り組んでいる。また、しあわせ信州創造プランでは、県はその達成目標として「平均寿命」と「健康寿命」の延伸と差の縮小をあげている。 県で統一した基準のもとで算定された「市町村別健康寿命」を引き続き定期的に（毎年）公表することで、各市の取組効果の検証や、県内自治体の先進的な優良事例を参考としたい。 また、「健康ポイント制度」の導入自治体では、運動に関心な層の掘り起こしや受診率向上など、住民の健康づくりに大きく寄与していると言われている。 他県で実施しているように、企業等事業者も巻き込みながら、県と市町村が一体となって健康づくりを進めるため、当該制度の導入及びその活用に向けて、県としての支援策を積極的に展開してほしい。		
現状及び課題等	- 健康寿命は本市でもまち・ひと・しごと総合戦略の評価指標としており、健康長寿のまちづくりの達成尺度としていきたいと考えているが、健康寿命に対する考え方や算出方法は様々である。各市町村単独での算定も可能ではあるが、他市町村での効果的な取組事例を参考にできない。 「健康ポイント制度」は、企業等とともに県民あがての運動として取り組むことで、健康づくりへの関心を高め、やがては健康長寿へとつながると考えるが、市だけでは業務量や財政的な負担が大きい。		
法令関係			

【社会環境 3】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新 規 ■ 再提案 (H28・8・25 第139回総会；佐久市)					
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）			分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設	
要望先	☒ 国	担当省庁	厚生労働省			
	☐ 県	担当部局				
	☐ その他	名 称				
件名	3 国民健康保険事業に係る国の財政支援の確実な実施について					
提案市	飯田市、諏訪市					
提案要旨	国民健康保険改革の前提である毎年 3,400 億円の財政支援拡充を平成 30 年度以降は確実に実施されたい。 また、現行の改革では今後の医療費の高額化と高齢化に対応できていないことから、早急に更なる財政支援強化策を講じられたい。					
提案理由	国民健康保険財政は被保険者の高齢化等により医療費は増大する一方で、国保加入者は後期高齢者医療制度への移行や社会情勢等により減少傾向にある。そのため、歳入においては税収入の落ち込み、歳出では増加する保険給付費などにより、非常に厳しい財政状況にある。 このような中、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となる新国保制度に向け、基盤強化として 2 年間に渡って投入される 3,400 億円の財政支援のうち、財政安定化基金の造成分とされる平成 29 年度の 1,700 億円について、政府が 300 億円を減額することとなった。					
現況及び課題等	平成 28 年 12 月「社会保障制度改革推進本部」において、国保への財政支援の拡充について、国保改革を着実に実施していくため、後期高齢者支援金の全面 総報酬割の実施に伴い生じる国費を含めた社会保障の充実財源の中で、①平成 30 年度以降、国保改革と併せて実施される保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約 1,700 億円を確保、②財政安定化基金について、平成 32 年度末までに、速やかに必要な積増しを行い、2,000 億円規模を確保すること等が決定された。 諏訪市では平成 27 年度決算において基金は底をつき、単年度収支は約 2 億円の赤字となり、国保税等の収入の確保が難しく国保運営は危機的状況となっている。30 年度に広域化されても、国保の構造的な課題は解決されず、国の財政支援がなければ安定的な運営は今後も難しい状況である。					
法令関係	国民健康保険法 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革推進に関する法律 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律					

【社会環境 4】（4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 健康福祉部 ☐ その他 名 称		
件名	4 発達障がいを持つ子どもに対する地域支援体制の構築等について		
提案市	須坂市		
提案要旨	発達障がいの診療体制整備とともに、専門研修を受けたコメディカルスタッフ（医療従事者）を県内に計画的に配置し、地域の教育・福祉・保健・労働等の関係機関と連携した支援体制を構築することを要望する。		
提案理由	文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によると、「学習面か行動面で著しい困難を示す」児童生徒は、全体の約6.5パーセントと推定されている。 また、近年は親自身がこころの問題を抱えているケースが増えており、「不登校」「ひきこもり」「虐待」「貧困」等の背景要因となっているケースが増えている。早期介入と子どもを理解した対応が重要となるが、専門医師の不足と、住民の生活圏域内での支援体制が不足しているのが現状である。 県内では、信州大学医学部付属病院に全国に先駆けて「子どものこころ診療部」が設置されており、この先進性を活かし、県民が同じ支援を受けられるよう以下の事項を要望する。 ① 発達障がいに関する専門医の養成と地域内での診療体制整備 ② 臨床心理士等専門医療従事者の養成及び活動体制整備 ③ 地域との連携による、関係者（保育士・教職員等）のスキルアップ施策 なお、総務省は本年1月、関係省庁（文科省・厚労省）に対し、「発達障害者支援に関する行政評価・監視」結果に基づく勧告を行った。		
現況及び課題等	須坂市では、平成元年から乳幼児健診に発達障がいの早期発見の視点を取り入れ、早期療育も開始した。 また、教育委員会では集団の場に出向き「5歳児すこやか相談事業」を行ってきたが、診療する専門医の養成と、日々接する保護者や保育士・教職員等とのチーム・アプローチができる体制の更なる整備が必要と考える。		
関係法令	発達障害者支援法		

【社会環境 5】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	 健康福祉部
件名	5 ヘルプマークの導入について		
提案市	松本市		
提案要旨	ヘルプマークは、東京都が平成24年に作成したが、全国的な普及を進めるなか、長野県での導入を要望する。（義足や人工関節、内臓の機能障がい、内部障がい、難病など、外見ではわかりにくい障がいを持っていて、援助や配慮が必要な人のサイン。）		
提案理由	障がい、病気等に配慮するマークは用途に応じて取り組まれてきた。このヘルプマークは年々普及しており、この7月にはJ I S規格化されたことや、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの開催により、更なる普及が見込まれる。 マークが活用される機会として公共交通機関を利用した場合などが想定されるが、広域利用という観点、他県の事例やパーキングパーミットの事例を考慮し、実施主体は県が望ましいため、県全体での統一的な導入を希望する。		
現況及び課題等	(1) 全国の導入状況 11都府県で導入（東京都、青森県、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、栃木県、岐阜県） (2) 東京都での配布数（取付器具付きウレタン製カード） 約130,000個（2016年7月末） (3) 課題 一部地域への導入ではマークが認知されずに、十分に効果が発揮されない。		
関係法令			

【社会環境 6】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新 規 ☐ 再提案		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	国土交通省
	☐ 県	担当部局	
	☐ その他	名 称	
件名	6 下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の要望額確保について		
提案市	飯山市		
提 案 要 旨	社会資本整備総合交付金制度は、下水道施設の整備、改築更新事業に必要な財源を確保する上で重要な制度であることから、実施年度において実施計画に見合った地方公共団体の要望額が確実に交付されるよう求める。		
提 案 理 由	これまで整備した下水道施設が改築更新時期を迎えている一方で、人口減少等事業環境の変化が今後の下水道事業の持続的な運営に影響を及ぼすことが予想される。 持続的かつより良い生活環境の構築のためには、改築更新事業の主財源となる交付金要望額が下水道法で定められた交付率に基づいて確実に交付されることが必要である。		
現況及び課題等	県内においても下水道事業の改築更新の需要が高まる中で、地方公共団体の要望額に十分応えられていない状況である。		
関係法令	下水道法		

【社会環境 7】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H28・8・25 第 139 回総会：長野市ほか 16 市)		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☐ 総務文教 ☒ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省、財務省、環境省
	☒ 県	担当部局	環境部
	☐ その他	名 称	
件名	7 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について		
提案市	長野市、千曲市、須坂市、上田市、東御市、佐久市、大町市、岡谷市、諏訪市、茅野市、伊那市、駒ヶ根市、松本市、塩尻市、安曇野市、飯田市		
提案要旨	循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されるよう求める。 全ての廃棄物処理施設の整備についての用地費や解体撤去工事費についても交付対象とするとともに、住民理解を得るための周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。		
提案理由	- 安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在、老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 - ごみ処理施設の整備には、複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 - 建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 - 最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露防止対策、土壤汚染対策等高額な費用がかかるが、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合には交付金の交付対象となっていない。 - また、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な費用を要することから、交付金による支援範囲の拡充が必要である。		

【長野広域連合】

- ・長野広域連合では、ごみ焼却施設 2 施設（長野市・千曲市）、最終処分場 1 施設（須坂市）を整備する計画を進めている。
- ・長野市に計画するごみ焼却施設は、建設地元区に対し協力を要請して以来、約 7 年の長きにわたり、地元協議や説明会等、多大な労力を費やし、ようやく平成 25 年 3 月に地元区と建設に関する協定を締結し建設同意に至ったが、現施設の老朽化から早急に施設整備を進める必要がある。
- ・長野広域連合が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には交付金が不可欠であり、平成 28 年度の当初交付内示額は要望額の約 94 パーセント、追加補正は要望額の 100 パーセントであった。28 年度からは、本格的な施設の建設工事に着手しており、計画どおりの事業推進を図るためには交付金要望額の満額確保が必要である。
- ・本体工事に対する交付金が削減された場合、本市のみならず長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・須坂市に計画する最終処分場も、建設地元区に対し協力を要請してから足かけ 7 年にわたる協議の結果、ようやく平成 27 年 12 月に建設に関する基本協定の締結に至ったところである。
- ・最終処分場など一部の施設整備に係る用地費や住民理解を得るための周辺整備に要する費用、廃止される既存の廃棄物処理施設の解体費用が交付金の交付対象となっておらず、事業を進める上での負担要因となっている。

【上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の 3 か所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3 クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去 2 度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成 24 年 6 月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。

- ・また、最終処分場の用地費、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用、住民理解を得るための周辺整備に要する費用については、交付金の対象となっておらず、大きな財政負担が生じることとなる。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、平成31年度の稼働を目標に、老朽化した既存2施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）の整備を進めている。
- ・施設の早期整備に向け、施設建設・運営事業者が決定し、建設敷地の造成工事に着手しているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域10市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、昨年度から施設用地の造成工事に着手しているが、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【北アルプス広域連合】

- ・北アルプス広域連合のうち池田町、松川村を除く3市村（大町市、白馬村、小谷村）では、平成30年8月の稼働を目標に、老朽化した大町市、白馬村の既存2施設のごみ焼却施設を統合し、新処理施設（名称：北アルプスエコパーク、建設地：大町市）の建設を進めている。
- ・現在、施設の建設工事を行っているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市村の財政に重大な影響を及ぼすことになる。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成23年12月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。
- ・この計画は、現有施設の長寿命化を図ることが重要となっており、そのために適切な管理と計画的な補修を行い、一般廃棄物を安定的かつ安全に処理できる体制を確保するものである。
- ・ごみ処理施設は平成29年度の竣工を目標に、既に工事に着手している。また、ごみ中継施設については、29年度の建設に向けて実施計画を完了し、建設予定地にある廃止した焼却施設の解体工事の施工中である。
- ・これらの事業は交付金を財源としており、予定した財源が確保できない場合、事業の遅延は勿論のこと、組合構成市村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。

【湖周行政事務組合】

- ・湖周地区事務組合（岡谷市、諏訪市、下諏訪町で構成）において、ごみ処理の広域化を目的として廃棄物処理施設の整備を行っており、中間処理施設（諏訪湖周クリーンセンター）については、平成 28 年 12 月に本格稼働を迎えることができた。
- ・最終処分場については、建設予定地の公表に至り、今後は、周辺住民に丁寧な説明を行い、事業を進めていく予定である。

【諏訪南行政組合】

- ・茅野市、富士見町及び原村の可燃ごみは、諏訪南行政事務組合所管の諏訪南清掃センターで焼却処理している。ごみ処理（中間処理及び最終処分）の広域化・一元化に向け 3 市町村の連絡調整機関である茅野市・富士見町・原村広域ごみ処理協議会で検討し、最終処分場の整備及びリサイクルセンターの整備が、諏訪南行政事務組合の共同処理する事務として、平成 26 年度に位置づけされた。
- ・構成 3 市町村では、最終処分場の残余容量が少ないこと、また、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（リサイクル施設）の老朽化が著しいことから、両施設の整備が喫緊の課題となっている。こうしたことから平成 27 年 7 月に改定したごみ処理基本計画では、リサイクルセンターの整備目標年度は 31 年度、最終処分場は 32 年度とされている。
- ・現在、施設整備に向け 3 市町村の協議を行っているが、平成 28 年度からの事業着手を予定し、併せて、諏訪南地域循環型社会形成推進地域計画の改定を予定している。施設整備の財源は、循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金であるため、交付金が削減された場合、事業の進捗に影響を及ぼし、本地域内の一般廃棄物処理に支障が生じる恐れがある。
- ・諏訪南行政事務組合では、環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合の市町村内にある、2 か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を計画している。施設整備後は、2 か所の不燃物処理施設は不要な施設となり、早急な解体を進める必要がある。しかしながら、廃棄物処理施設の解体のみの場合は交付金の対象とならず、財源確保が課題となっている。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（8市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、候補地決定以来これまでに9年をかけて、平成28年10月からようやく建設工事の着工にこぎつけた。
- ・今後、平成30年度中の稼働を目指し、着実に施設建設を進めることが求められているが、29年度及び30年度の建設費用は多額であるため、交付金の要望額が確実に交付されることが必要である。
- ・当該交付金が削減された場合、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすとともに、交付金の確保ができないことによる事業の遅れは、市民の安全安心な生活をおびやかすばかりか、地元との新たな調整が必要になることも考えられる。
- ・また、ごみ焼却施設の建設には、施設に必要な管理棟などの全ての建屋建築、外構整備、及び住民理解を得るための周辺環境の整備（公園緑化等）や、解体撤去工事が不可欠であり、多額の事業費となることから、これらについても交付対象事業とすることを要望する。

【穂高広域施設組合】

- ・安曇野市の一般廃棄物中間処理（ごみの焼却処理等）は、一部事務組合である穂高広域施設組合（安曇野市・池田町・松川村・生坂村・麻績村・筑北村の6市町村で構成）の穂高クリーンセンターで行っている。現施設は、稼働から既に22年が経過し、施設の更新整備に向けて、穂高広域施設組合では、平成27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定したが、「新ごみ処理施設整備事業」の財源にはこの交付金が不可欠であるため、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。
- ・穂高広域施設組合では、平成33年3月の稼働を目標に、ごみ焼却施設（熱回収施設）を更新整備するため、27年12月、循環型社会形成推進地域計画を策定しているが、施設整備に対する交付金が削減された場合、本市のみならず構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすこととなる。
- ・また、新施設稼働後は、管理面及び景観の点からも、廃止となる従前の焼却施設の解体を速やかに進めることが必要であるが、組合組織市町村で負担する解体費用をすべて一般財源で賄わなければならないため、財源確保が大きな課題となっているため、新たに交付対象とすることを求めるものである。

現況及び課題等	【南信州広域連合】 ・南信州広域連合（根羽村を除く 13 市町村）では、平成 29 年 12 月に稼働する予定で新焼却場の建設整備を進めており、財源は循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金で行われ、平成 28 年度以降、建設工事の本格化に伴い交付金額も増大している。 ・既に新焼却場の建設・運営事業に契約着手し、平成 28 年度補正予算において次年度分まで含めた前倒し交付の内示を得ているが、事業に支障が出ないように確実な交付を要望するとともに、周辺環境整備費への交付対象拡大も併せて要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱